

只木ゼミ前記第3問検察反対尋問レジュメ

文責:4班

- 5 1. 弁護側は具体的符号説の検討に際して処罰の軽減化をもたらし得る点において優位性がある旨指摘するが、安易・不当に故意阻却を為して不当に処罰の軽減化を図ることは到底優位性があるなどとは言えないのではないか。
2. 弁護側は一故意犯説の検討に際して199条の構成要件において「ひとりの」人を殺す意思としての故意しか予定していない旨の主張をしているが、そのように解すべき根拠は何なのか。

以上